

令和7年3月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第14号	行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第15号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	2 ～ 13
議案第16号	行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	14 ～ 18
議案第17号	行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	19 ～ 38
議案第18号	行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	39 ～ 40
議案第19号	行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	41 ～ 42
議案第20号	行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第21号	行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	44 ～ 45
議案第22号	行田市税条例の一部を改正する条例	46 ～ 49
議案第23号	行田市都市計画税条例の一部を改正する条例	50
議案第25号	行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	51
議案第26号	行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例	52 ～ 53
議案第28号	行田市手数料条例の一部を改正する条例	54 ～ 92
議案第29号	行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	93 ～ 94
議案第30号	行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	95
議案第31号	行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	96

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第1条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第16条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければなら</p>	<p>第16条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>ない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条の規定による行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

第3条の規定による行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(3) 第11条においてその例によることとされる一般職の職員の期末手当に係る支給の一時差止処分を受けた者(当該一時差止処分を取り消された場合を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(3) 第11条においてその例によることとされる一般職の職員の期末手当に係る支給の一時差止処分を受けた者(当該一時差止処分を取り消された場合を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>

第4条の規定による行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができ</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができ</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>

第5条の規定による行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

第6条の規定による行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

第7条の規定による行田市ラブホテル建築規制条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 第7条第2項の規定による改善すべき旨の命令に従わない者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p>(17) 客室に振動寝台、回転寝台等特殊な構造の寝具及び壁、天井等に横臥している人の姿態を映す鏡(鏡に類するものを含む。)その他人の性的好奇心をそそるおそれのある設備があるもの</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 第7条第2項の規定による改善すべき旨の命令に従わない者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p>(17) 客室に振動寝台、回転寝台等特殊な構造の寝具及び壁、天井等に横臥している人の姿態を映す鏡(鏡に類するものを含む。)その他人の性的好奇心をそそるおそれのある設備があるもの</p>

第8条の規定による行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第22条 第17条第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第22条 第17条第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p>

第9条の規定による行田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第17条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第17条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p><u>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、当該子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、当該子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ず</u></p>	

改正後	改正前
<p>る者として市規則で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、<u>当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。)</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして<u>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下この号において「厚生労働省令」という。）第32条で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令第33条で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令第33条の2で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（<u>第17条の2第1項において「配偶者等」という。）</u>）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続</p>	<p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超</p>

改正後	改正前
<p>する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正後

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700

改正前

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400

改正後										改正前									
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600		15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500		16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300		17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100		18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900		19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600		20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200		25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000		29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700		30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400		31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100		32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800		33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500		34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100		35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700		36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200		37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800		38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400		39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000		40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	

改正後										改正前									
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500		41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			

改正後										改正前									
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				

改正後								改正前							
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		299,400	347,400					94		295,900	343,600				
95		299,700	347,800					95		296,200	344,100				
96		300,100	348,200					96		296,600	344,500				
97		300,300	348,400					97		296,800	344,700				
98		300,600	348,800					98		297,100	345,100				
99		301,000	349,200					99		297,500	345,500				
100		301,400	349,500					100		297,900	345,800				
101		301,600	349,800					101		298,100	346,100				
102		301,900	350,200					102		298,400	346,500				
103		302,200	350,600					103		298,800	346,900				
104		302,500	351,000					104		299,100	347,300				
105		302,700	351,500					105		299,300	347,800				
106		303,000	351,900					106		299,600	348,200				
107		303,300	352,300					107		300,000	348,600				
108		303,600	352,700					108		300,300	349,000				
109		303,800	353,200					109		300,500	349,500				
110		304,200	353,600					110		300,900	349,900				
111		304,600	353,900					111		301,300	350,200				
112		304,900	354,200					112		301,600	350,500				
113		305,100	354,700					113		301,800	351,000				
114		305,300						114		302,000					
115		305,600						115		302,300					
116		306,000						116		302,700					
117		306,200						117		302,900					
118		306,400						118		303,100					

改正後										改正前											
	119		306,700									119		303,400							
	120		307,000									120		303,700							
	121		307,400									121		304,100							
	122		307,600									122		304,300							
	123		307,900									123		304,600							
	124		308,200									124		304,900							
	125		308,500									125		305,200							
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額																		
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300				188,700	216,200	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300		

第2条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第1号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）とする。</p> <p>4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>第9条 削除</p>	<p>第9条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出がそれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員以外の職員が行8級職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 前項第4号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号及び前号に定める額、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第4号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第4号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤の</u></p>	<p>(4) 前項第4号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号及び前号に定める額 <u>（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は第3号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u>、第1号に定める額、第2号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。</u></p> <p>4 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u></p> <p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p><u>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</u></p> <p><u>9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第15条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p><u>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</u></p> <p><u>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第15条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p>	<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>

改正後	改正前																				
<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第16条の7 第8条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="145 1417 1070 1455"> <tr> <td>職員</td> <td>職務の</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> <td>8級</td> </tr> </table>	職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第16条の7 第8条、<u>第9条及び第9条の3</u>の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="1153 1417 2101 1455"> <tr> <td>職員</td> <td>職務の</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> <td>8級</td> </tr> </table>	職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級												
職員	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級												

改正後										改正前										
の区分	級号給									の区分	級号給									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600		
		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	

改正後										改正前											
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600				

改正後										改正前									
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			

改正後										改正前									
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	346,000							86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	346,400							87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	346,800							88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	347,000							89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	347,400							90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	347,800							91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	348,200							92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	348,400							93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	348,800							94		299,400	347,400						
95		299,700	349,200							95		299,700	347,800						
96		300,100	349,500							96		300,100	348,200						
97		300,300	349,800							97		300,300	348,400						
98		300,600	350,200							98		300,600	348,800						
99		301,000	350,600							99		301,000	349,200						
100		301,400	351,000							100		301,400	349,500						
101		301,600	351,500							101		301,600	349,800						

改正後										改正前									
102		301,900	351,900							102		301,900	350,200						
103		302,200	352,300							103		302,200	350,600						
104		302,500	352,700							104		302,500	351,000						
105		302,700	353,200							105		302,700	351,500						
106		303,000	353,600							106		303,000	351,900						
107		303,300	353,900							107		303,300	352,300						
108		303,600	354,200							108		303,600	352,700						
109		303,800	354,700							109		303,800	353,200						
110		304,200								110		304,200	353,600						
111		304,600								111		304,600	353,900						
112		304,900								112		304,900	354,200						
113		305,100								113		305,100	354,700						
114		305,300								114		305,300							
115		305,600								115		305,600							
116		306,000								116		306,000							
117		306,200								117		306,200							
118		306,400								118		306,400							
119		306,700								119		306,700							
120		307,000								120		307,000							
121		307,400								121		307,400							
122		307,600								122		307,600							
123		307,900								123		307,900							
124		308,200								124		308,200							
125		308,500								125		308,500							
定年前再任用	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	定年前再任用	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
短時間勤務職	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	短時間勤務職	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額

改正後									改正前								
員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300	員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300

行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条の規定による行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の210</u>、12月に支給する場合には<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の205</u>、12月に支給する場合には<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>1 2 ・ 1 3 (略)</p> <p>1 4 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>1 2 ・ 1 3 (略)</p> <p>1 4 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>

改正後	改正前
<p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～31 (略)</p> <p>32 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>33～38 (略)</p>	<p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～31 (略)</p> <p>32 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>33～38 (略)</p>

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の生児を育てるための時間（以下この項において「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項に規定する介護をするための時間</u>（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の生児を育てるための時間（以下この項において「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間</u>（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。）行うものとする。</p>

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>

第2条の規定による行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>

行田市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第41条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。））に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第41条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。））に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、</p>

改正後	改正前
<p>歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第47条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第76条 (略)</p>	<p>歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第47条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第76条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第111条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第111条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第119条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第119条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>8～19 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>8～19 (略)</p>

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、現に運営し、又は基本的な設備が完成している放課後児童健全育成事業所（第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準に適合するものを除く。）について、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、現に運営し、又は基本的な設備が完成している放課後児童健全育成事業所（第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準に適合するものを除く。）について、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p><u>(資格)</u></p> <p><u>第2条 祝金の贈呈を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 祝金の贈呈を受ける年の9月15日において、市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であること。</u></p> <p><u>(2) 祝金の贈呈を受ける年の4月1日から翌年の3月31日までの間に次に掲げる年齢に達する者であること。</u></p> <p><u>ア 77歳（喜寿）</u></p> <p><u>イ 88歳（米寿）</u></p> <p><u>ウ 99歳（白寿）</u></p> <p><u>(祝金の種類及び額)</u></p> <p>第3条 祝金の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">祝金の種類</th> <th style="text-align: center;">祝金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">77歳（喜寿）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">88歳（米寿）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">99歳（白寿）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(贈呈の時期)</u></p>	祝金の種類	祝金の額	77歳（喜寿）	(略)	88歳（米寿）	99歳（白寿）	<p><u>(資格)</u></p> <p><u>第2条 祝金の贈呈を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、毎年9月15日（以下「基準日」という。）現在において、市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げる年齢のものとする。</u></p> <p><u>(1) 満77歳（喜寿）</u></p> <p><u>(2) 満88歳（米寿）</u></p> <p><u>(3) 満99歳（白寿）</u></p> <p><u>(祝金の種類及び額)</u></p> <p>第3条 祝金の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">祝金の種類</th> <th style="text-align: center;">祝金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満77歳（喜寿）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満88歳（米寿）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満99歳（白寿）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(贈呈の時期)</u></p>	祝金の種類	祝金の額	満77歳（喜寿）	(略)	満88歳（米寿）	満99歳（白寿）
祝金の種類	祝金の額												
77歳（喜寿）	(略)												
88歳（米寿）													
99歳（白寿）													
祝金の種類	祝金の額												
満77歳（喜寿）	(略)												
満88歳（米寿）													
満99歳（白寿）													

改正後	改正前
<p>第5条 祝金は、<u>毎年9月15日に贈呈する</u>。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、贈呈する日を延期することができる。</p> <p>(遺族への弔慰金)</p> <p>第6条 市長は、対象者が<u>9月15日以後前条ただし書に規定する日までに死亡したときは、第3条に規定する祝金の額に相当する額を弔慰金として贈呈することができる</u>。</p> <p>2 前項に規定する弔慰金の贈呈を受けることができる遺族は、民法（明治29年法律第89号）第752条又は第877条第1項に規定する扶養義務者で、当該対象者が<u>祝金の贈呈を受ける年の9月15日において、世帯を同一にしているものとする</u>。この場合において、同一世帯に2人以上の扶養義務者がいるときは、主たる扶養義務者とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5条 祝金は、<u>基準日に贈呈する</u>。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、贈呈する日を延期することができる。</p> <p>(遺族への弔慰金)</p> <p>第6条 市長は、対象者が<u>基準日以後前条ただし書に規定する日までに死亡したときは、第3条に規定する祝金の額に相当する額を弔慰金として贈呈することができる</u>。</p> <p>2 前項に規定する弔慰金の贈呈を受けることができる遺族は、民法（明治29年法律第89号）第752条又は第877条第1項に規定する扶養義務者で、当該対象者が<u>基準日において、世帯を同一にしているものとする</u>。この場合において、同一世帯に2人以上の扶養義務者がいるときは、主たる扶養義務者とする。</p> <p>3 (略)</p>

行田市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
事務の種類		金額	事務の種類		金額
(略)			(略)		
建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	床面積の合計が30㎡以下のもの		1件につき	8,000円	建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの		1件につき	20,000円	
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの		1件につき	34,000円	
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの		1件につき	36,000円	
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの		1件につき	39,000円	
	床面積の合計が500㎡を超えるもの		1件につき	58,000円	
建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき	14,000円	床面積の合計が500㎡を超えるもの
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき	16,000円	

改正後				改正前			
計画通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）による仕様基準で申請する場合の加算）	共同住宅等の住宅の部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。以下「共同住宅等の住宅の部分」という。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 27,000円				
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 43,000円				
	一戸建ての住宅（変更の場合）	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 7,000円				

改正後				改正前			
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 8,000円				
	共同住宅等の住宅の部分 (変更の場合)	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 13,500円				
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 21,500円				
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に基づく建築設備に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	建築設備（次の場合を除く。）	昇降機	1件につき 14,000円				
		小荷物昇降機	1件につき 5,000円				
	建築設備（変更の場合）	昇降機	1件につき 7,000円				
		小荷物昇降機	1件につき 4,000円				
(略)				(略)			
建築基準法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 15,000円		建築基準法第7条第1項及び第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 14,000円	
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 24,000円			床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 17,000円	
	床面積の合計が100㎡を超え	1件につき			床面積の合計が100㎡を超え	1件につき	

改正後			改正前		
	200㎡以下のもの	34,000円		200㎡以下のもの	24,000円
	床面積の合計が200㎡を超え 300㎡以下のもの	1件につき 37,000円		床面積の合計が200㎡を超え500 ㎡以下のもの	1件につき 35,000円
	床面積の合計が300㎡を超え 500㎡以下のもの	1件につき 42,000円			
	床面積の合計が500㎡を超える もの	1件につき 59,000円		床面積の合計が500㎡を超える もの	1件につき 59,000円
建築基準法第7条第 1項及び第18条第20 項の規定に基づく建 築物に関する完了検 査（建築物のエネル ギー消費性能の向上 等に関する法律によ る完了検査にて省エ ネ基準の適合状況を 確認する場合の加 算）	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 3,000円			
	床面積の合計が30㎡を超え100 ㎡以下のもの	1件につき 5,000円			
	床面積の合計が100㎡を超え200 ㎡以下のもの	1件につき 6,000円			
	床面積の合計が200㎡を超え300 ㎡以下のもの	1件につき 7,000円			
	床面積の合計が300㎡を超え500 ㎡以下のもの	1件につき 8,000円			
	床面積の合計が500㎡を超える もの	1件につき 11,000円			
建築基準法第87条の4において準用 する同法第7条第1項及び第18条第	昇降機	1件につき 17,000円			

改正後			改正前		
20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	小荷物昇降機	1件につき 10,000円			
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査		1件につき 12,000円	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項及び第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査		1件につき 12,000円
建築基準法第7条の6第1項の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査		1件につき 120,000円			
(略)			(略)		
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請に対する審査		1件につき 27,000円	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請に対する審査		1件につき 27,000円
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円			
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合	1件につき 27,000円			

改正後					改正前					
(略)					(略)					
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エ	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合		
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条各項に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及	1件につき 11,000円					

改正後							改正前							
		ギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合			び定温室、データセンターにおける電子計算機室又は大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものとする。以下同じ。)が300㎡未満のもの			エネルギー消費性能適合性判定		一消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合				
					床面積の合計が300㎡以上の	1件につき23,000円								

改正後						改正前						
					もの							
				その他の 建築物の 部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 11,000円					床面積の合計 （建築物のエネ ルギー消費性能 の向上に関する 法律施行令（平 成28年政令第8 号）第4条各項 に規定する床面 積の合計から工 場における生産 エリア、倉庫に おける冷凍室、 冷蔵室及び定温 室、データセン ターにおける電 子計算機室又は 大学、研究所等 におけるクリー ンルーム等の特 殊な目的のため に設置される室 の床面積の合計 を減じたものと する。以下この	1 件につき 11,000円

改正後						改正前					
				もの							
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合 ((1)に掲げる場合を除く。)	標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき40,000円	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 ((1)に掲げる場合を除く。)						
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき44,000円							
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの		1件につき80,000円					
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき135,000円								
	仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円							

改正後						改正前							
			の		床面積の 合計が200 ㎡以上の もの	1 件につき 22,000円							
				共同住宅 等の住宅 の部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 38,000円							
					床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 66,000円							
			仕様基 準・計 算併用 法によ り評価 したも の	一戸建て の住宅	床面積の 合計が200 ㎡未満の もの	1 件につき 29,000円							
					床面積の 合計が200 ㎡以上の もの	1 件につき 33,000円							
				共同住宅 等の住宅 の部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 59,000円							

改正後						改正前					
					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき100,000円					
		モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円		モデル建物法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円	
					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円	
		標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円		標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円	
					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円	
(3) 建築物のエネルギー消費	標準計算法により評価した	一戸建ての住宅			床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円	(3) 建築物のエネルギー消費				

改正後						改正前						
		性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合(1)に掲げる場合を除く。)	もの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円			性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(1)に掲げる場合を除く。)			
				共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 40,000円						
					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円						
			仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 10,000円						
					床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 11,000円						
				共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 19,000円						

改正後				改正前			
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 33,000円			
仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 14,500円				
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 16,500円				
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 29,500円				
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 50,000円				
モデル建物法により評価し	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円		モデル建物法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円

改正後							改正前						
			たもの		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円	
			標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円		標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円
					床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円							
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エ	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円		
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	共同住宅等の住宅の部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令			床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円				
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円				

改正後					改正前				
<p>の認定申請に対する審査 (複数建築物の計画の認定の場合にあっては、当該計画における一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)</p>	<p>を受けたもの</p>				<p>エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査 (複数建築物の計画の認定の場合にあっては、当該計画における一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)</p>	<p>を受けたもの</p>	第1号。以下「基準省令」という。)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。		
		<p>その他の建築物の部分</p>	<p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p>			<p>その他の建築物の部分</p>	<p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p>
			<p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	<p>1件につき 19,000円</p>				<p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p>	<p>1件につき 19,000円</p>
	<p>(2) (1)以外の場</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>床面積の合計が200</p>	<p>1件につき 40,000円</p>		<p>(2) (1)以外の場</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>床面積の合計が200㎡未満のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p>

改正後					改正前				
	合で、標準計算法により評価したもの		m ² 未満のもの		合で、性能基準により評価したもの				
			床面積の合計が200m ² 以上のもの	1件につき 44,000円			床面積の合計が 200m ² 以上のもの	1件につき 44,000円	
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの			1件につき 80,000円	共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300m ² 未満のもの
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき 135,000円			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき 135,000円	
(3) (1)以外の場合、誘導仕	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき 20,000円	(3) (1)以外の場合、仕様基	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき 20,000円		

改正後					改正前				
	様基準により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円		準により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円
	(4) (1)以外の場合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 29,000円					
床面積の合計が200㎡以上のもの			1件につき 33,000円						
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 59,000円					

改正後					改正前				
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき100,000円					
	(5)	(1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分 床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円		(4)	(1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分 床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円
	(6)	(1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分 床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円		(5)	(1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分 床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円
建築物の	(1)	登録	一戸建ての住宅	1件につき	建築物	(1)	登録	一戸建ての住宅	1件につき

改正後					改正前				
エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の変更の場合においては、変更が行われる一の建築物及び新しく	建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの			2,500円	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の変更	建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの			2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円			共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき11,500円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき11,500円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円			その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき9,500円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき9,500円
		(2) (1)以	一戸建ての住宅	床面積の			1件につき	(2) (1)以	一戸建ての

改正後					改正前				
追加される一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)	外の場合で、標準計算法により評価したもの		合計が200㎡未満のもの	20,000円	の場合 にあつては、 変更が行われる一の建築物及び新しく追加される一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)	外の場合で、性能基準により評価したもの	住宅	200㎡未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円	
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの			1件につき 40,000円	共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあつては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円	
(3) (1)以外の場合で、誘導仕	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 10,000円	(3) (1)以外の場合で、仕様基	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 10,000円	

改正後					改正前				
	様基準により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 11,000円		準により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 11,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 19,000円			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 19,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 33,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 33,000円
	(4) (1)以外の場合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 14,500円					
床面積の合計が200㎡以上のもの			1件につき 16,500円						
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 29,500円					

改正後					改正前				
			床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 50,000円					
	(5) (1)以 外の場 合で、 モデル 建物法 により 評価し たもの	その他の建築物の 部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 51,000円		(4) (1)以 外の場 合で、 モデル 建物法 により 評価し たもの	その他の建 築物の部分	床面積の合計が 300㎡未満のもの	1 件につき 51,000円
			床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 65,000円				床面積の合計が 300㎡以上のもの	1 件につき 65,000円
	(6) (1)以 外の場 合で、 標準入 力法又 は主要 室入力 法によ り評価 したも の	その他の建築物の 部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 133,500円		(5) (1)以 外の場 合で、 標準入 力法又 は主要 室入力 法によ り評価 したも の	その他の建 築物の部分	床面積の合計が 300㎡未満のもの	1 件につき 133,500円
			床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 167,000円				床面積の合計が 300㎡以上のもの	1 件につき 167,000円
					建築物	(1) 登録	一戸建ての住宅		1 件につき

改正後						改正前							
								り評価したものの	の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	300㎡未満のもの	80,000円		
										床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき135,000円		
								(3) (1)以外の場合で、仕様基準、モデル住宅法又はフロア入力法により評価したものの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円		
									床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき22,000円			
									共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき38,000円		
									床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき66,000円			

改正後						改正前							
									消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。)				
								(4) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円		
										床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円		
								(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円		
										床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円		

改正後					改正前				
		向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合				に対する審査		室又は大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものとする。以下この項において同じ。) が300㎡未満のもの	
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき9,500円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき9,500円
	(2)	(1)以外の場合で、標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅						
			床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円					
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき22,000円					

改正後					改正前				
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 40,000円					
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円					
	(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 10,000円					
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 11,000円					
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 19,000円					
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 33,000円					

改正後					改正前				
	(4) (1)以外の場合で、仕様基準・計算併用法により評価したものの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 14,500円					
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 16,500円					
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 29,500円					
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 50,000円					
(5) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したものの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円		(2) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円	

改正後					改正前					
		(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円			(3) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円
				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受け	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受け	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	共同住宅等の住宅の部分			床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円	
その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円					

改正後					改正前								
に対する 審査	たもの		もの		素建築 物新築 等計画 の認定 申請に 対する 審査	たもの							
			床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 19,000円				床面積の合計が 300㎡以上のもの	1 件につき 19,000円				
			(2) (1)以 外の場 合で、 標準計 算法に より評 価した もの	一戸建ての住宅				床面積の 合計が200 ㎡未満の もの	1 件につき 40,000円	(2) (1)以 外の場 合で、 性能基 準によ り評価 したも の	一戸建ての 住宅	床面積の合計が 200㎡未満のもの	1 件につき 40,000円
								床面積の 合計が200 ㎡以上の もの	1 件につき 44,000円			床面積の合計が 200㎡以上のもの	1 件につき 44,000円
共同住宅等の住宅 の部分	床面積の 合計が300 ㎡未満の もの	1 件につき 80,000円			共同住宅等 の住宅の部 分	床面積の合計が 300㎡未満のもの	1 件につき 80,000円						
	床面積の 合計が300 ㎡以上の もの	1 件につき 135,000円	床面積の合計が 300㎡以上のもの	1 件につき 135,000円									
(3) (1)以 外の場 合で、	一戸建ての住宅	床面積の 合計が200 ㎡未満の	1 件につき 20,000円	(3) (1)以 外の場 合で、	一戸建ての 住宅	床面積の合計が 200㎡未満のもの	1 件につき 20,000円						

改正後					改正前				
	誘導仕様基準により評価したもの		もの		仕様基準により評価したもの				
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円	
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円			
	(4) (1)以外の場合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 29,000円					
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 33,000円					
共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 59,000円						

改正後					改正前				
			もの						
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 100,000円					
(5)	(1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 102,000円	(4)	(1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 102,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 130,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 130,000円
(6)	(1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 267,000円	(5)	(1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 267,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 334,000円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 334,000円

改正後					改正前				
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1 件につき 2,500円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1 件につき 2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件につき 5,500円			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件につき 5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1 件につき 11,500円				床面積の合計が300㎡以上のもの	1 件につき 11,500円
		その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件につき 5,500円			その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件につき 5,500円
	床面積の合計が300㎡以上のもの		1 件につき 9,500円	床面積の合計が300㎡以上のもの	1 件につき 9,500円				
	(2) (1)以外の場合で、標準計算法により評	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの 1 件につき 20,000円	(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの 1 件につき 20,000円	
				床面積の合計が200㎡以上のもの 1 件につき 22,000円				床面積の合計が200㎡以上のもの 1 件につき 22,000円	

改正後					改正前					
		価したもの		m ² 以上のもの		したもの				
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき 40,000円		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき 40,000円	
				床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき 67,500円			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき 67,500円	
		(3) (1)以外の場合で、誘導仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき 10,000円	(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき 10,000円	
				床面積の合計が200m ² 以上のもの	1件につき 11,000円			床面積の合計が200m ² 以上のもの	1件につき 11,000円	
			共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき 19,000円		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき 19,000円	
		床面積の合計が300m ² 以上のもの		1件につき 33,000円	床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき 33,000円				

改正後					改正前				
	評価したものの		m ² 以上のもの			評価したものの			
	(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したものの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき133,500円		(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したものの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき133,500円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき167,000円				床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき167,000円
(略)					(略)				

備考

- 1・2 (略)
- 3 図面の閲覧にあつては、1枚ごとに1件とする。
- 4・5 (略)
- 6 建築基準法第7条第1項の申請及び同法第18条第20項の通知に基づく建築物の床面積は、次により算定する。
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請に併せて当該計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつ

備考

- 1・2 (略)
- 3 公簿の閲覧にあつては簿冊ごとに1件、図面の閲覧にあつては1枚ごとに1件とする。
- 4・5 (略)
- 6 建築基準法第7条第1項の申請及び同法第18条第16項の通知に基づく建築物の床面積は、次により算定する。
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請に併せて当該計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた

改正後	改正前												
<p>たときの手数料は、当該認定手数料に建築基準法に係る審査手数料を加えた額とする。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>ときの手数料は、当該認定手数料に建築基準法に係る審査手数料を加えた額とする。</p> <p>8・9 (略)</p>												
<p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="168 502 1072 1005"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第113条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第61条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条の規定に該当する者	国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第113条の規定に該当する者	(略)	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第61条の規定に該当する者	(略)	<p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 502 2094 1005"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条及び第172条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第114条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第103条の規定に該当する者</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条及び第172条の規定に該当する者	国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第114条の規定に該当する者	(略)	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第103条の規定に該当する者	(略)
(略)													
厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条の規定に該当する者													
国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第113条の規定に該当する者													
(略)													
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第61条の規定に該当する者													
(略)													
(略)													
厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第95条及び第172条の規定に該当する者													
国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第114条の規定に該当する者													
(略)													
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成19年法律第104号) 第103条の規定に該当する者													
(略)													

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
(各受益者の負担金の額)		(各受益者の負担金の額)	
<p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。</p>		<p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条に規定する公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。</p>	
(負担金の賦課及び徴収)		(負担金の賦課及び徴収)	
<p>第7条 市長は、前条第1項の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金額を賦課するものとする。</p> <p>2 前項の規定による負担金の賦課は、前条第1項の規定による公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。</p> <p>3・4 (略)</p>		<p>第7条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金額を賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。</p> <p>3・4 (略)</p>	
(受益者に変更があった場合の取扱い)		(受益者に変更があった場合の取扱い)	
<p>第10条 第6条第1項の規定による公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>		<p>第10条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>	
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額	負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額

改正後		改正前	
(略)		(略)	
第8負担区	350円	第8負担区	350円
第9負担区	350円		

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）に勤務をした場合に支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）に勤務した場合に支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>

行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前							
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）							
退職報償金支払額表								退職報償金支払額表							
階級	勤続年数							階級	勤続年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団長	239	344	459	594	779	979	1,079	団長	239	344	459	594	779	979	
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	副団長	229	329	429	534	709	909	
分団長	219	318	413	513	659	849	949	分団長	219	318	413	513	659	849	
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	副分団長	214	303	388	478	624	809	
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834	部長及び班長	204	283	358	438	564	734	
団員	200	264	334	409	519	689	789	団員	200	264	334	409	519	689	